

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
諸規程の作成及び管理に関する規程

規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)定款第 55 条に基づいて規則・規程・細則(以下『諸規程』という)の作成、管理、その他の基本事項を定め、諸規程の形式、用語を統一し、業務の合理化を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 当団体の組織及び業務の運営に関して文書によって定めたもののうち、名称等に関する用語を次のように定義する。

(1) 規則

当団体の組織および業務の運営の基本を定め、長期にわたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規程である定款から委任されたもののうち、会議体の取り扱いや報酬、会費など、特に重要なものをいう。(制定・改廃の項目に記載済み)

(2) 規程

当団体の組織および業務の運営の基本を定め、長期にわたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規程である定款から委任されたもののうち、業務執行の基本的取扱いを定めておく必要があるものをいう。

(3) 細則

関連規程に関して、特定の業務、部署およびその関連部署における事務手続きなど具体的な取り扱いについて定めたものをいう。

(制定・改廃)

第 3 条 諸規程の制定・改廃は次に規定する原則に従うものとする。

(1) 規則

総会の議決を得なければならない。

(2) 規程

理事会の議決を得なければならない。

(3) 細則

理事長の決済を受けなければならない。

(作成基準)

第 4 条 諸規程の制定にあたっては次の点に留意すること。

(1) 法令・定款に違反しないこと。

(2) 上位規程に規定された事項について、さらに詳細な内容を規定する目的で制定されるものについては、目的等の中に上位規程の関連条文等を引用するなど、その委任関係を明確にするように努めること。

(3) わかりやすく正確な内容、文章とすること。

(公布・施行)

第 5 条 制定または改正された諸規程は、原則として理事長が公布し、事務局長が施行手続きを行うものとする。

(効力)

第 6 条 諸規程の制定・改正は、当該諸規程に特段の規定がある場合を除いては、原則として施行の日をもって効力を生ずるものとする。

2 改正または廃止された諸規程は、新諸規程などの施行の日の前日をもって効力が消滅するものとする。

(公布の方法)

第7条 諸規程は、書面若しくは電磁的方法により公布し役職員スタッフ等に周知するものとする。

附則

本規程は、平成28年6月26日から施行する。

平成31年3月 3日 改正